

平成31年3月退職者に係る和歌山支部の年金事務の取扱い

平成31年3月（平成31年3月1日～平成31年3月31日）退職者に係る和歌山支部の年金事務を以下のように取扱うこととする。

年金「決定」及び「改定」請求の事務

<対象組合員>

昭和32年4月1日以前生まれの者（平成31年3月31日以前に年金受給権が発生している者）

<手続>

- 1 和歌山支部は、平成31年3月初旬に、該当者のいる所属所に、年金の「決定」及び「改定」に必要な書類を送付する。
- 2 所属所は、平成31年3月15日（金）※1までに、必要書類※2を提出する。

（注）退職等の申出の時期によっては、対象者リストから漏れる可能性があるため、年度末に退職される組合員で請求書類等が届かない場合は、和歌山支部まで連絡する。

年金待機者登録の事務

<対象組合員①>

昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれの者※3（退職後に年金受給権が発生する者）

<手続>

- 1 平成30年度末退職予定組合員に対する年金制度等説明会に出席する者
 - ア 所属所長は、平成31年1月11日（金）※1までに、説明会の出席者報告書を提出する。※4
 - イ 和歌山支部は、説明会において、各出席組合員に対し、退職届書及び履歴等証明願を配付する。
 - ウ 所属所長は、平成31年3月15日（金）※1までに、退職届書、履歴等証明願、及び勤務記録カード（簿）の写しを提出する。
- 2 1以外の者（やむを得ない事情で説明会に出席できない者）
 - ア 和歌山支部は、平成31年3月初旬に、該当者のいる所属所に、退職届書、履歴等証明願を送付する。
 - イ 所属所長は、平成31年3月15日（金）※1までに、退職届書、履歴等証明願、及び勤務記録カード（簿）の写しを提出する。

<対象組合員②>

昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれの者

<手続>

- 1 平成30年度末退職予定組合員に対する年金制度等説明会に出席する者
上記「年金待機者登録の事務」の対象組合員①の1のア～ウと同様である。
- 2 上記1以外の者（やむを得ない事情で説明会に出席できない者）
上記「年金待機者登録の事務」の対象組合員①の2のア、イと同様である。
※履歴等証明願・勤務記録カードは既に提出済みのため、提出不要です。

<対象組合員③>

昭和34年4月2日以降生まれの者

- 1 平成30年度末退職予定組合員に対する年金制度等説明会に出席する者

<手続>

- ア 所属所長は、平成31年1月11日（金）※1までに、説明会の出席者報告書を提出する。※4
- イ 和歌山支部は、説明会において、各出席組合員に対し、退職届書及び履歴等証明願を配付する。
- ウ 所属所長は、平成31年3月31日以降すみやかに、退職届書、履歴等証明願、及び勤務記録カード（簿）の写しを提出する。

2 表記1以外の者※5

<手続>

- ア 所属所は、退職届書送付依頼票※6をFAXで送信する。
- イ 和歌山支部は、随時、該当所属所に、退職届書を送付する。
- ウ 所属所長は、退職日以降すみやかに、必要書類を提出する。

転出の事務

<対象組合員>

平成31年3月31日に退職し、1日も期間を空けず、他支部・他共済の組合員になる者

<手続>

所属所は、転出日（平成31年4月1日）以降すみやかに、転出届書、履歴等証明願、及び勤務記録カード（簿）の写しを提出する。

※1 提出は全て必着

※2 必要書類については、年金の請求書類を送付する際に、通知を行う。

※3 年金待機者登録が完了すると、誕生日の2～3ヵ月前に自宅あて、年金の「決定」に必要な書類が届くので、誕生日以降、各実施機関（日本年金機構・公立学校共済組合・私学共済組合等）に提出する。
その際は、最終的に加入した実施機関、または加入期間の最も長い実施機関に提出することを推奨する。

※4 説明会については、平成30年12月3日付け公共和第454号を参照。

※5 期間が1日でも空く場合は、資格喪失手続の対象となる。なお、期間が引き続いて採用形態や任命権者が変更される場合は、資格喪失手続の対象となる場合がある。（詳細は別紙2参照）

※6 公立学校共済組合和歌山支部のホームページの「様式・記入例」の「長期給付（現職）」から、ダウンロードする。

和歌山市立和歌山高等学校（全日制）、海南市立海南下津高等学校、和歌山市立幼稚園、美浜町立こども園に所属する組合員は、履歴等証明願及び勤務記録カード（簿）の提出は不要である。

和歌山県立医科大学（紀北分院含む。）については、履歴等証明願及び勤務記録カード（簿）の代わりに、履歴書（証明済）を提出する。